第５章　県内市町村への支援の方針

改正文化財保護法では、市町村による地域計画の作成が制度化された。そのため、市町村は地域住民や民間団体等と連携して、域内の文化財の総合的な把握と保存・活用を行うことが求められる。文化財の保存と活用において、市町村の役割は非常に重要であることから、県としては文化財の確実な保存と継承に向けて市町村の取組を支援していく。

１　調査に対する支援

・市町村が行う調査について、専門的な指導・助言や情報提供を行うとともに、専門人材の紹介等の支援を行う。

文化財の指定・登録において、それらが有する価値を明確にするための調査は不可欠である。しかし、各市町村には多岐に及ぶ文化財の分野に関する専門家の不在や不足の場合もあるため、希望はあっても調査に至らない場合も少なくない。そこで、県はこうした状況に鑑み、調査方法に関する技術的指導・助言、専門家の紹介等について積極的に支援する。

２　国・県の指定・登録文化財の保存・活用事業に対する支援

・事業が円滑に進められるよう計画段階から協議・調整し、必要な指導・助言や情報提供のほか、県の補助制度による財政面での支援も行う。
・国の補助制度の活用に向けた文化庁との調整を行うほか、補助金の説明会や研修等を開催し、適切な執行ができるよう支援していく。

各市町村の域内には、国・県・市町村の指定・登録文化財が存在しており、順次保存や整備、活用等の事業を進めていく必要がある。市町村は、個人・法人所有を含む管内の指定文化財について状況を把握し、保存措置の優先度を考慮しながら、それぞれの事業を計画的に進めていかなければならない。

市町村による事業の実施にあたって、県は計画段階から市町村と協議・調整を行い、必要な情報提供や指導、助言を行う。具体的には、事業に関連する各種委員会へのオブザーバー参加や文化庁との連絡調整など、市町村が適切に事業を遂行できるよう支援していく。

保存・活用事業のうち、国・県の指定文化財と国の登録文化財には、市町村や所有者が行う調査や修理、公開活用等の事業に対する国や県の補助制度がある。特に、建造物の修理・整備や史跡の公有地化等、多額の費用が必要な事業の実施について、補助金制度が大きく後押しをする役割を果たしている。重要な遺跡では、国の指定を受けていないものについても、遺跡の範囲や内容を把握するための調査が補助の対象となる。高崎市の上野国多胡郡正倉跡や東吾妻町の岩櫃城跡は、いずれも補助事業で実施した調査の成果によってその価値が認められ、国史跡に指定された。このように、補助金の制度は文化財の保存と活用を進める上で非常に有効であり、県は市町村に

対して活用を促すとともに、補助金説明会や研修を開催して適切に執行できるよう支援していく。

３　市町村の体制整備と人材育成に対する支援

・専門職員の採用と配置を求めるとともに、文化財保護行政に関する専門的な知識・技能に関する研修や講座の開催や、県との人事交流等を行い、市町村の体制整備と人材育成を支援する。
・国・県の研修への積極的な参加を促すとともに、参加できる環境作りに協力する。

群馬県内には、現在 12 市・15 町・8 村の合計 35 市町村が存在する。このうち、正規の専門職員が配置されているのは、12 市・７町・１村の合計 20 市町村にとどまる（令和７年５月１日現在)。この他の９町村は専門知識を持つ嘱託員を配置しているが、残りの６町村は専門職員が不在となっている。県は、専門職員不在の町村に対し、それぞれの地区を担当する県専門職員が様々な面で支援すると同時に、専門職員の採用と配置を促している。改正文化財保護法が目指す地域における未指定を含めた文化財総体の計画的な保存・活用を推進していくには、市町村による地域計画の作成が不可欠であり、市町村の体制整備とともに、それを担当する専門職員の配置と育成が重要になっている。

文化財の範囲は多岐にわたるため、各自治体は各分野の専門職員を確保することが望ましいが、外部の人材の協力を得ることも必要となる。特に活用に向けた取組については、文化財保護部局だけでなく、関係各課や博物館、外部の専門人材、民間団体、地元企業等との連携が不可欠であり、全体的な企画やコーディネートを担える人材が求められている。このため、文化庁はこれまでの専門的な研修に加え、総合的な文化財の把握や保存・活用に必要な知識の習得や、民間と連携した活用を企画する能力の向上を目指した「文化財マネジメント職員養成研修」を令和元年度から行っている。県や関係機関も、市町村の行政担当者向けに埋蔵文化財や古文書等に関する専門的な講座を実施しているが、このような講座の拡充や、県との人事交流等も含めて、市町村の人材育成を支援していく。この他にも、文化庁や独立行政法人国立文化財機構等が開催する各種の研修があり、職員の資質向上に資するものであることから、それらの積極的な活用を促すとともに、参加しやすい環境作りにも協力していく。

４　市町村による文化財保存活用地域計画作成への支援

・地域計画作成を計画している市町村に対し、準備段階から指導・助言や情報提供を行う。
・関連する調査については、外部の専門人材の紹介や、県が行った既存の調査データの提供等の協力を行う。
・地域計画作成に係る国の補助制度の活用と適切な執行に向け、指導・助言・情報提供を行う。

文化財保存活用地域計画は、これからの文化財の保存・活用をより充実するために必要なものであり、県はその作成推進に向けて市町村を支援していく。

国の指針では、市町村が地域計画を作成するにあたり、市町村と都道府県、文化財保存活用支援団体を基本的な構成員とする協議会において協議することが望ましいとしている。協議会は、必要に応じて文化財所有者や学識経験者、商工や観光関係団体等を構成員とすることができ、多様な関係者による検討が可能となっている。県はこの協議会へ参加するとともに、協議会の構成員の検討や、必要な学識経験者の紹介や依頼、先行事例についての情報提供等、事前準備の段階から市町村に必要な助言等を行う。なお、地域計画の作成は、域内の文化財総体を把握するための調査の実施が必要となっており、この調査に関しても市町村と連携し、外部の専門人材や関係する民間団体等の協力を得て進めていけるよう支援するほか、県がこれまでに実施した調査のデータ提供等の協力も行っていく。

この地域計画の作成には、国による補助制度が設けられている。協議会の開催経費はもちろん、地域計画作成の前提となる域内文化財の総合的な調査や、地域住民等への説明会や調査成果に関するシンポジウムの開催、地域計画についての情報発信に係る費用等、多岐にわたる経費を補助対象とすることができる。県は、地域計画の作成を予定している市町村に対し、この補助制度が利用できるよう事前の申請や文化庁のヒアリング等について指導・助言を行うとともに、財政的な支援についても検討していく。

５　専門職員不在の市町村や小規模市町村への支援

・専門職員不在の市町村に対しては、体制整備を働きかけるとともに、県の専門職員による指導・助言や必要な人材の紹介等を行う。
・円滑な文化財保護行政の遂行や地域計画の作成に向け、小規模市町村間の連携体制を検討し、必要な調整や協議、情報提供等を行う。

本県では、山間部と県の南西部において、専門職員不在の市町村が存在している。他にも定年退職した専門職員を非常勤職員として雇用している市町村は多く、近い将来専門職員不在の市町村はさらに増える可能性がある。県では、専門職員不在の市町村に対し、専門職員による指導・助言や、専門知識を有する人材の紹介などとともに専門職員の採用等の体制整備を働きかけるなどの支援を行っている。

このような市町村は、多くが人口１万人に満たない小規模市町村であるが、今後の地域計画の作成を考慮すると、体制整備の必要性は非常に高まってきている。専門職員が配置されていても、不十分な体制の下で日々の業務を行っている自治体も多く、さらなる組織体制の充実が求められる。各自治体単独での体制整備が理想ではあるが、困難な場合は一部事務組合の設置等、近隣の複数市町村による連携体制の構築も検討していく必要がある。先に述べた地域計画の作成と認定申請は、複数の市町村が共同して行うことも可能であり、地域計画作成のための協議会をそれらの市町村が組織し協議することにより、連携の方策についても検討を進められることが期待できる。県としては、こうした市町村間の連携をコーディネートし、小規模市町村においても文化財

の保存と活用が十分に行えるよう努めていく（コラム４参照）。

コラム４　市町村連携の実例

広域での市町村の連携事業は、これまでにも消防や水道、医療、福祉等の分野で、協議会や一部事務組合、広域連合等を設置して行われてきた。文化財保護に関しても、埋蔵文化財の発掘調査を広域の事務組合や連合組織等が担っていた事例もある。今後の人口減少社会においては、行財政運営は一層厳しい状況が見込まれ、従来どおりの住民サービスを維持・充実するためには地域全体で協力して対応していく必要があり、その一つとして市町村連携の強化・促進が求められている。

平成 20 年（2008）に設立された京都府の相楽東部広域連合は、京都府南部の 3 町村からなる広域連合で、福祉や廃棄物処理、教育に係わる業務を行っている。学校教育や生涯学習等は広域連合に設置された教育委員会が担当し、相楽東部広域連合文化財保護条例の制定や、文化財保護委員会の設置・運営等を行っており、文化財分野における今後の連携方法の事例として注目される。

６　歴史的建造物の活用に関わる建築基準法の適用除外に関する支援

・歴史的建造物の活用に関して建築基準法の適用除外を検討している市町村に対しては、関連する条例の制定等について、県・市町村の関係部局と連携して必要な指導・助言を行う。

国の重要文化財や史跡となっている建造物は、建築基準法による各種の規制の適用が除外されている。しかし、その他の歴史的建造物については、活用のための用途変更や改修を行う場合、原則として建築基準法が適用される。ただし、地方公共団体が定める条例によって現状変更の規制や保存のための措置を講じたものについては、建築審査会の同意を得て特定行政庁が指定した建造物は適用除外とできることが建築基準法に定められている。

歴史的建造物の活用を計画している市町村に対しては、関係部局と連携し、建築基準法の適用除外についての情報提供や、関係する条例の制定についての助言等、必要な支援を行う。

コラム５　建築基準法の適用除外

建築基準法第 3 条では、国宝や国の重要文化財・重要有形民俗文化財等の建築物については建築基準法を適用しないこととしている。また、文化財保護法第 182 条第 2 項に基づく条例によって県や市町村の重要文化財等に指定された建造物についても、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したものについては適用を除外できる。その他、現状変更の規制及び保存のための措置を定めた独自の条例によっても同様の取り扱いができることとなっているが、技術的な指標がなく、制定が進まない状況にあった。そのような中、国土交通省は、歴史的建築物の活用に向けた独自条例の制定を目指す地方公共団体を支援するため、平成 30 年（2018）に「歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドライン」を策定し、条例の制定・活用の促進を図っている。なお、本県では富岡市が独自条例を制定し、平成 29 年度から施行している。